

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①現状【立地】

高萩市は、茨城県の北東部に位置している。東は太平洋に面し、西は多賀山地が連なりその間を花貫川と関根川が流れて溪谷を形成している。また、北は北茨城市と福島県塙町、南は日立市、西は常陸太田市にそれぞれ接しており、東京からは約 150 km の距離に位置している。市域面積は 193.58 km² で県の約 3.2% をしめている。また、市域の約 85% が山林原野等で耕作面積は 1083ha である。

この地では、古くから人々の生活が営まれ約 6,000 年前の遺跡が確認されているほか、1,200 年前の万葉集にも「手綱の浜の歌」が詠まれ多賀国の行政機関が置かれるなど長い歴史と文化の息づくまちである。

現在の市域の枠組みは、1954 年(昭和 29 年)に高萩町、松岡町、高岡村の 2 町 1 村と黒前村及び楯形村の一部が合併してつくられた。明治以降、常磐炭鉱の開発などにより発展し、木材のまちとして現在に至る。

②想定される地域の災害リスク

(地震:「茨城県地震被害想定調査報告書」、「高萩市地域防災計画」)

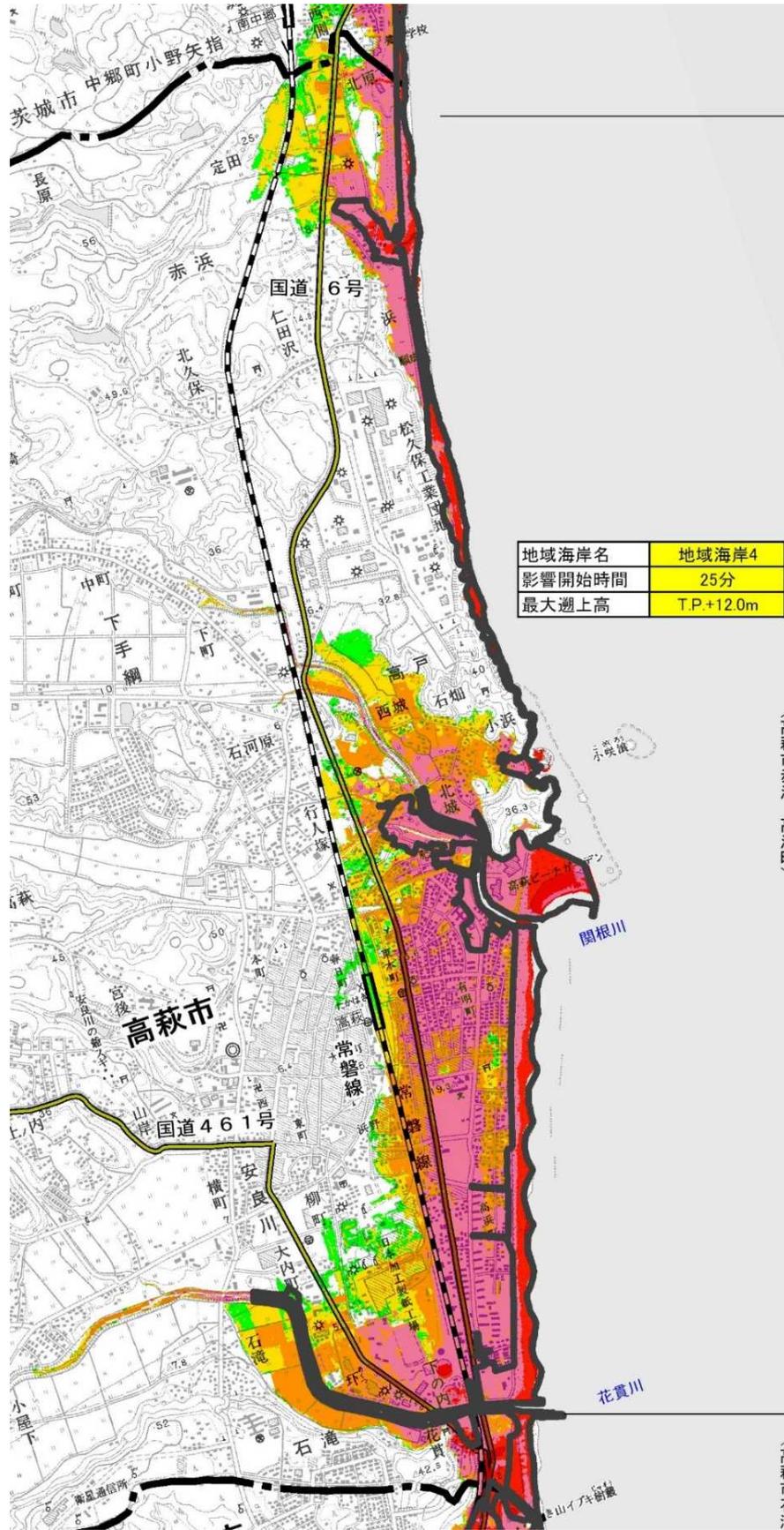
◆茨城県を震源地とした被害想定			
No	地震名	地震規模(Mw)	高萩市の最大震度
①	茨城県南部の地震(茨城県南部)	7.3	5弱
②	茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)	7.3	4
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	7.1	7
④	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕帯)	7.0	5強
⑤	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	7.5	6弱
⑥	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	7.5	5強
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	8.4	6弱

本市に特に影響を及ぼすと想定される地震は、③F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震である。本市は最大震度7で、最大の人的被害は、死者257名、負傷者902名、建物被害は、全壊4,312棟、半壊3,152棟と想定されている。

(津波：津波浸水の想定 「茨城県津波浸水想定」、「高萩市地域防災計画」)

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に示した。これを受け、茨城県では、「津波浸水想定」を検討しており、東北地方太平洋沖地震津波と県が新たに想定した津波(延宝房総沖地震津波の震源域等を参考にした地震)の2種類の津波を想定した津波シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせて最大となる浸水域、浸水深を抽出している。

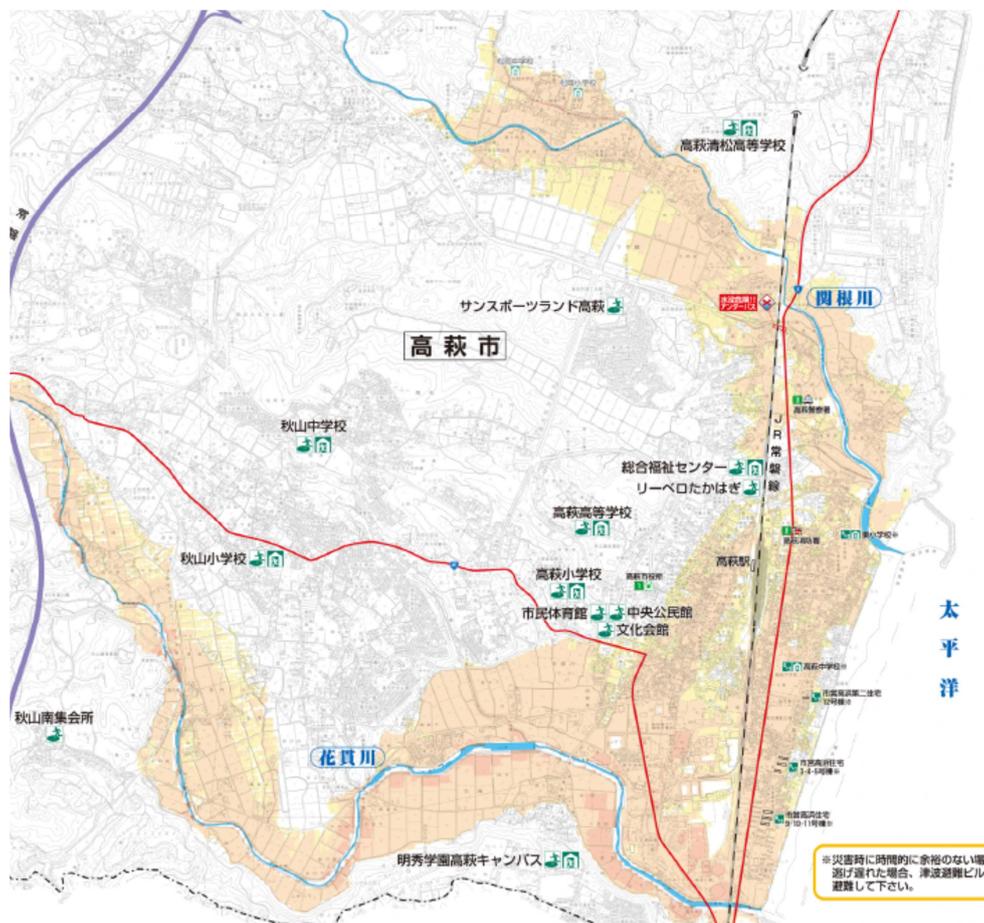
本市における津波浸水想定結果は、下記のとおりである。



(洪水:市ハザードマップ)

各2級河川流域の最大規模の総雨量(関根川:24時間雨量687.8mm・1時間雨量104.6mm、花貫川:24時間雨量684mm・1時間雨量145.6mm)で想定されたハザードマップによると、関根川流域の松岡地区において最大浸水深3m~5mが予想される。

また、花貫川では秋山・石滝地区を中心に最大浸水深3m~5mが予想されている。



(土砂災害:市ハザードマップ)

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、山間地域を中心に分布している状況となっている。そのほかにも、市内の段丘崖に分布している。

(原子力災害:茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編))

本市は、南部区域が東海第二発電所から30キロメートル圏内であることから、当該地域をUPZ 圏内(緊急防護措置を準備する区域)として、原子力災害対策重点区域に位置付けられている。

(被害状況等)

2011年3月11日の東日本大震災では、本市でも震度6強の強い揺れを観測し、死者1名、負傷者19名の人的被害があった。

また、2019年の10月12日から13日にかけての台風第19号では、茨城県に大雨の特別警報

(警戒レベル5)が発令され、本市では4箇所の開設避難所に374名が避難した。

同年10月25日豪雨では、総雨量下手綱155mm(1時間に60mm)を観測。関根川浸水想定区域に警戒レベル4を発令した。住家被害、床上1軒、床下23件他、道路や河川、水路など200箇所を超える被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の現状(「平成26年経済センサス-基礎調査結果」(総務省統計局))

- ・商工業者数 1,224人
- ・小規模事業者数 954人

<高萩市の事業所数(※括弧内は小規模事業者数で内数)>

業種分類	平成26年	備考(事業所の立地状況等)
農林漁業	7(6)	山間部に多い
建設業	117(114)	市内に広く分散している
製造業	103(70)	市内に広く分散している
情報通信業	4(3)	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	29(23)	市内に広く分散している
卸売業、小売業	323(231)	市内に広く分散している
金融業、保険業	15(13)	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	69(67)	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	39(33)	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	16(14)
	飲食サービス業	160(129)
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業、娯楽業	16(10)
	その他	130(120)
教育、学習支援業	40(34)	市内に広く分散している
医療、福祉	89(43)	市内に広く分散している
複合サービス事業	10(5)	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	57(39)	市内に広く分散している
合計	1224(954)	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組み

① 地域防災計画の策定

昭和36年に策定された災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域にかかる防災に関する事項について総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安寧の確保を目的とするとともに、減災の考え方を防災の基本方針とし計画を策定した。現在の計画は、令和3年3月改訂の計画である。

また、令和2年度に「高萩市国土強靱化地域計画」を策定予定である。

② 第6次高萩市総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、防災対策の充実として「災害対策・支援体制の確立」「地域の防災体制整備」「防災意識の高揚」「治水対策の推進」等に取り組んでいる。

③ 防災に関する情報提供

各種防災情報については、防災行政無線や市報たかはぎのほかホームページ、SNS 等において防災関連の情報提供を行っている。

④ 防災資材備蓄の推進

高萩市地域防災計画に基づき、災害時に対する備品の備蓄を行っている。
(食料品・飲料水・毛布・簡易トイレ・発電機・救急セット・感染症対策資機材など)

⑤ 高萩市新型インフルエンザ等行動計画の策定（平成 27 年 5 月）

当計画は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当市が実施する措置等を定める。

2) 当会の取組

- ・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では中小企業庁作成のチラシである「事業継続力強化計画の認定制度が始まります！」や「事業継続力強化計画」認定制度のご案内を巡回訪問等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

- ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状をふまえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーの周知と斡旋を行ってきた。

- ・損害保険への加入促進

当会では、(1) 中小企業PL保険制度、(2) 業務災害補償プラン、(3) ビジネス総合保険について、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

※上記(1) 中小企業PL保険制度については、現在、新規契約が停止され、(3) ビジネス総合保険に集約されている。

- ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、下記の防災用品を当館に備蓄している。

懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、工具類、ゴミ袋など。

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・全国商工会連合会、高萩市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

II 課題

当会では、小規模事業者の防災対策への支援における課題は下記のとおりである。

- ・緊急時における市と当会との連携や協力体制が整っていない

現状では、緊急時における市と当会との連携や協力体制が確立されていないため、発災時・発災後における連携や協力体制を確立する必要がある。

- ・事業者BCPの策定が進んでいない
管内事業者のBCP策定については小規模事業者の関心が低く、策定状況は低調であると思われる。近年の災害状況を見ると高萩市と連携を強化し、小規模事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画策定の啓発活動の強化が必要である。
- ・策定支援のスキル習得不足
当会経営指導員等のBCP策定に関する支援スキル習得が不足している。今後、経営指導員等が専門知識を身につけ、的確な助言を行えるようにしていく必要がある。
- ・感染症対策
地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立
発災後に速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、平時から組織内における体制や関係機関との連携体制を構築する。
- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化
管内小規模事業者に対し、巡回時の説明等により、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者のBCP策定支援を強化する。
 - 事業継続力強化計画認定 3社／年
- ・経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上
経営指導員等向けのBCP関連の研修を積極的に受講し、スキルアップを図るとともに、専門家等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように支援する。
- ・市と連携を密にし、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度までに事業継続力強化計画を作成。

③関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレットの設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口指導等で確認し、随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて(仮称)高萩市事業継続力強化支援運営会議（構成員：当市、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後概ね1時間以内に職員の安否確認を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市・県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	原則1日に2回共有する 特別な状況変化があればその都度共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

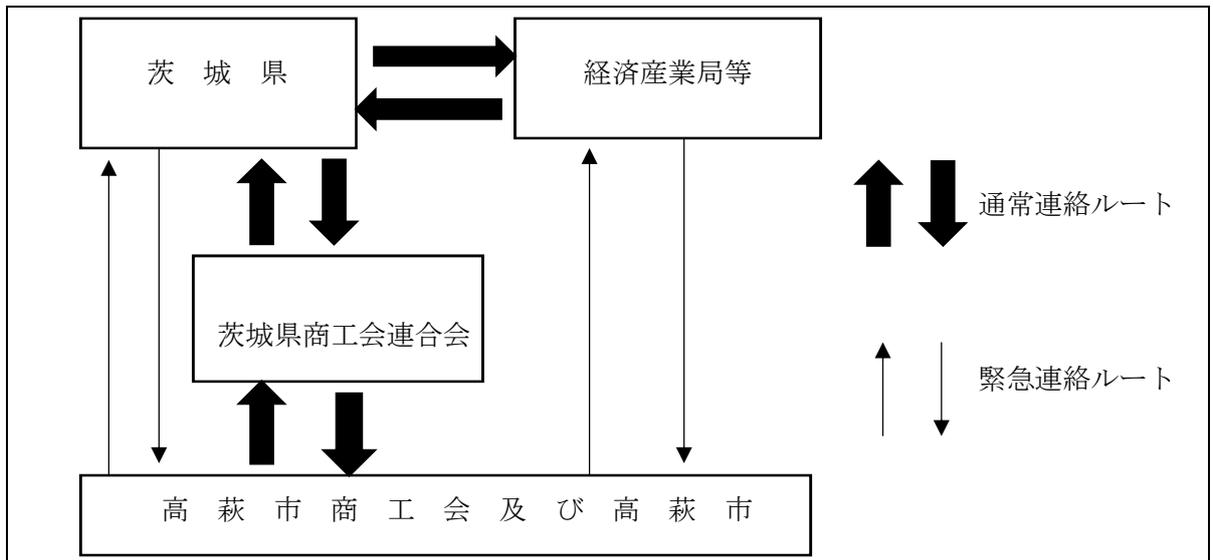
④被害情報の報告

- ・当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。
また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>団体等名</td></tr> <tr><td>代表者</td></tr> <tr><td>電話番号</td></tr> </table>	団体等名	代表者	電話番号														
団体等名																		
代表者																		
電話番号																		
○関係団体の被害の概要																		
<small>人的被害</small> 労働員、従業員等の被害の概要を記載	<small>物的被害</small> ※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	<small>その他</small> ※忘記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等が被害を受けたことにより、迅速復旧に被害が発生した等を含む)																
○被災中小企業等の被害状況把握(国庫経費原簿等への留意を要する上での)																		
<small>被災中小企業等の概要</small>		<small>事業用財産の被害状況</small>																
No	所在地	被害 部科	事業所名	業種	工業 or 商業	従業員数 (人) a	資本金 (千円) b	土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		従業員対 被害額 (千円) h		
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	種類	面積 (㎡)	被害額 (千円)	種類		面積 (千円)	被害額 (千円)
例	●県	A	茨城県(株)	金属加工	工業	5	20,000	100	200		100	300	100	80	100	90	670	134
計																		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、高萩市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

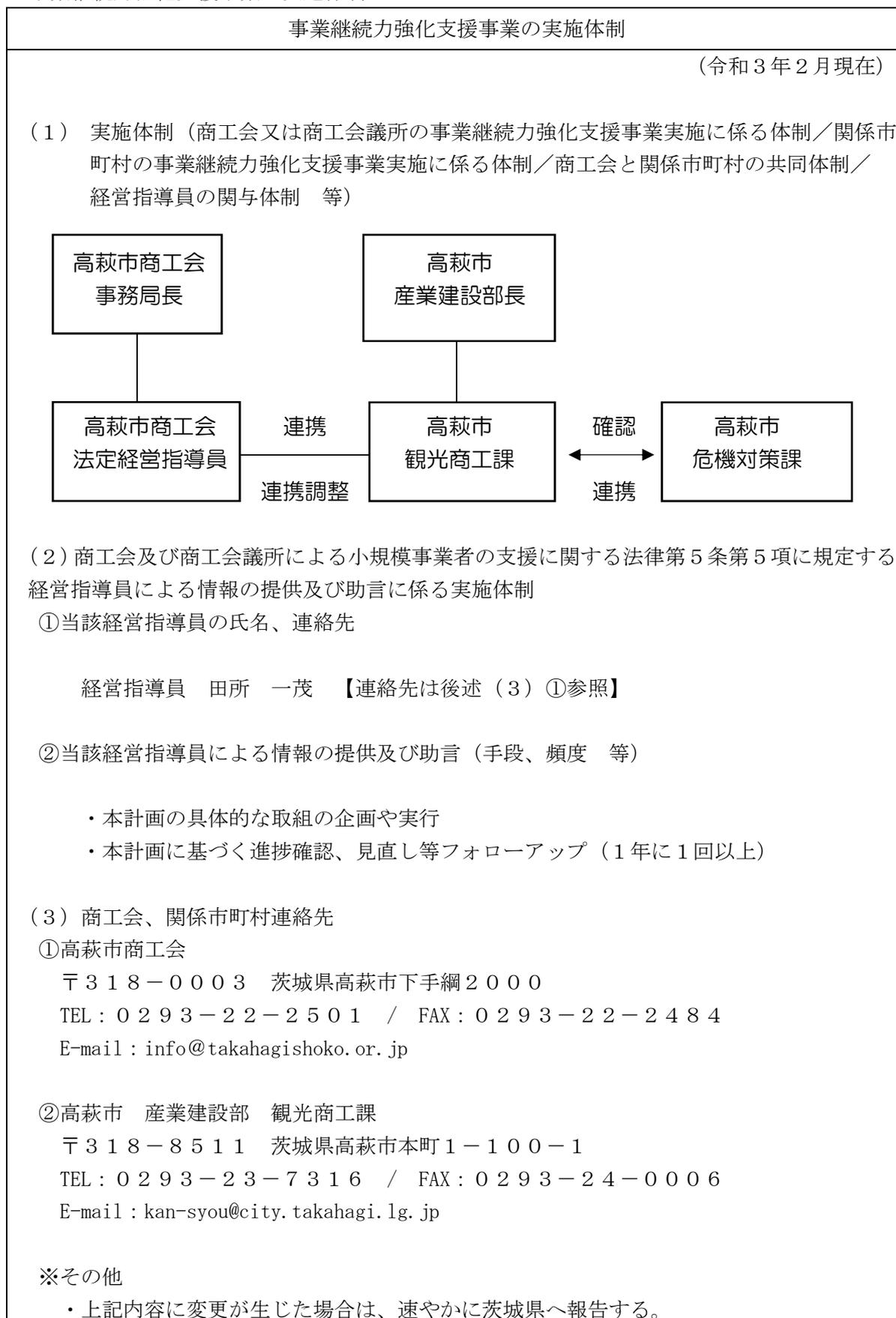
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
専門家派遣費	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
会議運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
パンフ・チラシ作成費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高萩市補助金、茨城県補助金、事業収入 等
ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する茨城県商工会連合会より派遣承諾があった時は、当該経費が減額となる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者無し